

法科大学院のコロナ感染について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2022年7月15日)

法科大学院の講義において、先週木曜日に新型コロナウイルスに感染したことが判明(PCR検査陽性、症状有り)した教員が今週金曜日には復帰し、対面で講義を行うのは、感染拡大防止の観点から早すぎるのではないか。(他の講義で教員の感染が判明した際には2週間にわたり休講となっていた。)

教員の感染が判明した場合、復帰の際には、PCR検査で陰性まで確認しているのか。もしくは、単なる保健所指示の療養期間経過だけが指標なのか。陰性まで確認されていない場合、ウイルスの潜伏期間から考えるとまだ十分に感染リスクが残った状態といえるのではないのでしょうか。

法科大学院では、自身が濃厚接触者になった等の特段の事情がない限り、zoomでの講義受講は認めておらず、強制的に対面授業であるが、上記のような教員感染の場合には学生にzoomで講義を受講する選択肢を与えるべきではないのか。

講義を行う教室は座席間隔が不十分であり、また、教壇には講義者と学生を隔てるアクリル板等も設置されていない。感染症対策が不十分な環境で学生を感染リスクにさらす状況はいかがなものでしょうか。

法科大学院掛に問い合わせても、「安全です」の一点張りで、質問には答えていただけなかったため、学生意見箱に意見を送ります。

【回答】(回答日:2022年7月27日)

(回答部署:法学研究科)

「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について(第8版)」により対応しました。